

# 名家連ニュース

令和5年8月14日(月)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.947号

## 憲法「25条」と「生活保護法」…国の責務・国民の権利を規定

日本国憲法第25条（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護法第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

生活保護法第3条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。



### ≪ 保護の種類と内容 令和5年5月現在 ≫

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額は、 (1)食費等の個人的費用(年齢別に算定) (2)光熱水費等の世帯共通費用(世帯人員別に算定)を合算して算出。 特定の世帯には加算があります。(母子加算等)
アパート等の家賃	住宅扶助	定められた範囲内で実費を支給
義務教育に必要な学用品費	教育扶助	定められた基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	費用は直接医療機関へ支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	費用は直接介護事業者へ支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた範囲内で実費を支給

## 生活保護制度に関する Q&A

≪申請・相談≫は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当です。

≪支給決定までの期間≫は、申請した日から原則14日以内です。当座の生活費は、社会福祉協議会が行う「臨時特例つなぎ資金貸付」を利用できる場合もあります。

≪持ち家≫ 住んでいない家や土地は処分しないと生活保護を受けられる可能性は低くなりますが、持ち家の場合は原則的に住みながら支給できます。

≪自動車≫ 障害をお持ちの方の通勤、通院等に必要な場合等には自動車の保有を認められることがあります。

お住まいの市町村の福祉事務所にお問合せください。



次ページに続きます

[生活保護の金額、あなたはいくらもらえる？簡単な入力だけで保護費を自動計算します！  
\(seikatsu-hogo.net\)](http://seikatsu-hogo.net) を参照してください。(生活保護費自動計算サイト)

## 生活保護の金額はいくら？ 名古屋市(1級地)の参考例

《単身世帯及び精神障害2級の方に標準を併せて算定しました》

年齢	生活保護費の内訳	計算式	金額
41歳～64歳	生活扶助	① 基準額 72,812円 ② 基準額 76,310円 ※ ① ②の高い方を選択	76,310円
	障害者加算(在宅者)	精神障害2級 17,870円	17,870円
	住宅扶助	名古屋市の家賃補助	37,000円
	合計金額		131,180円

65歳～69歳	生活扶助	① 基準額 70,950円 ② 基準額 74,220円 ※ ① ②の高い方を選択	74,220円
	障害者加算(在宅者)	精神障害2級 17,870円	17,870円
	住宅扶助	名古屋市の家賃補助	37,000円
	合計金額		129,090円

70歳～74歳	生活扶助	① 基準額 67,605円 ② 基準額 74,220円 ※ ① ②の高い方を選択	74,220円
	障害者加算(在宅者)	精神障害2級 17,870円	17,870円
	住宅扶助	名古屋市の家賃補助	37,000円
	合計金額		129,090円

75歳以上	生活扶助	① 基準額 67,605円 ② 基準額 69,810円 ※ ① ②の高い方を選択	69,810円
	障害者加算(在宅者)	精神障害2級 17,870円	17,870円
	住宅扶助	名古屋市の家賃補助	37,000円
	合計金額		124,680円

※ 精神障害1級の方の障害者加算は 26,810円です。生活扶助、住宅扶助は2級と同額な子です。従って、1級で単身世帯の方の支給合計額は、41歳～64歳で 140,120円、65歳～74歳で 138,030円、75歳以上は 133,620円となります。

※ 障害者加算額は級地によって異なります。また、住宅扶助も2級-1(豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、刈谷市、豊田市、知立市、尾張旭市、日進市)、2級地-2(瀬戸市、豊川市、安城市、東海市、大府市、岩倉市、豊明市、清須市、北名古屋市)、3級地-1(半田市、津島市、碧南市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、知多市、高浜市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町)、3級地-2(豊根村)で異なりますので生活保護費自動計算サイトまたは市町村の福祉事務所でご確認ください。  
(文責:名家連事務局/堀場洋二)

平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法の現状と課題についての情報を掲載します